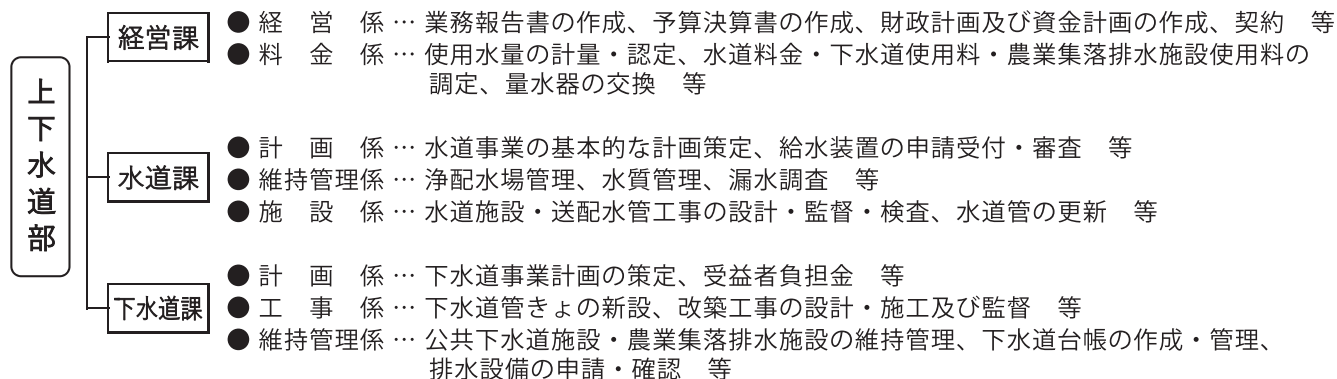


上下水道だより

●上下水道事業の組織を紹介します●



●水道メーターの交換及び撤去について●

水道の使用量を計るメーターは、計量法によって使用期間が8年と定められています。このため、上下水道部では検定期間が満了となる前にメーターの定期交換を実施しています。該当の方には「水道メーターの取替のお知らせ」を郵送します。交換は市と契約した委託業者が訪問し、**無料**で行います。

また、2年以上中止しているメーターについては、使用再開の見込みが少ないものとして撤去を行います。

なお、メーターを撤去した後、再度使用したい場合は、上下水道部経営課にご連絡いただければ、無料でメーターを取り付けさせていただきます。（メーターの再設置に1週間程度かかりますので、お早めにご連絡ください。）

【期 間】令和7年6月下旬～令和8年2月下旬

【委託先】熊谷市管工事業協同組合

（組合加入の業者が訪問し、交換・撤去を行います。）

◆ご不在でも敷地内で取替作業をさせていただくことがありますので、ご了承ください。なお、**ご不在時に敷地内への立入りを希望しない場合は、お手数ですが担当工事店にご連絡のうえ、日程等を決めていただきますようお願いいたします。**

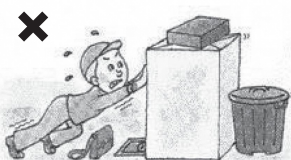
◆交換の際は一時的に（30分程度）水が止まります。取替後は濁り水が発生することがありますので、浄水器や給湯器等が付いていない蛇口から濁り水を流してから、ご使用ください。

◆**止水栓不良等**により、交換ができない場合の修繕や再開時の費用は使用者様のご負担となります。

【問合せ】上下水道部経営課料金係 ☎048-520-4132

●水道メーター検針にあたってのお願い●

熊谷市上下水道部では、水道メーターを2か月に一度検針して、使用した水量・水道料金額・口座振替予定日または納付書発送予定日をお知らせする検針票を発行しています。水道メーターのスムーズな検針のため、ご協力をお願いいたします。



メーターの上や周りに物を置かないでください。



メーターから離れた場所に犬をつないでください。



メーター周辺の除草や整理整頓を行って、検針しやすいようにしておいてください。

令和7年度水道事業の予算

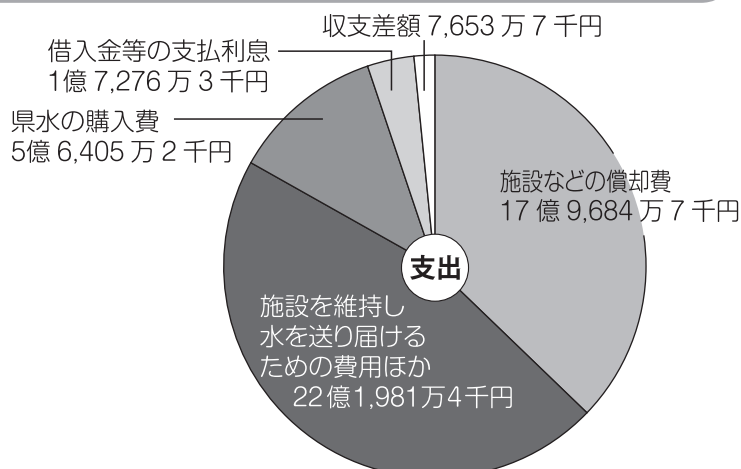
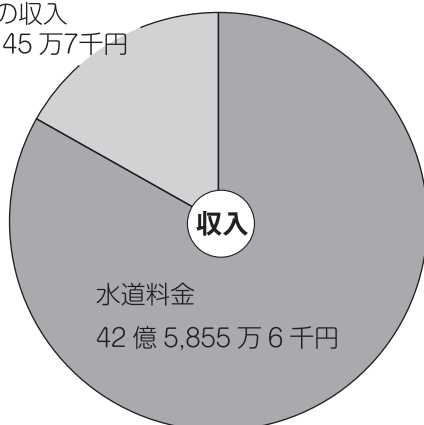
業務 予定 量	給 水 戸 数	90,270 戸
	年 間 総 給 水 量	20,957,000 m ³
	1 日 平 均 給 水 量	57,416 m ³
	主な建設改良事業	24 億 2,386 万 3 千円 (浄配水場整備工事、配水管布 設工事、配水管改良工事及び 配水管移設工事事業費)

●収益的収支

水道料金などの収入と水道水を送り届けるための支出です。*金額は消費税込みです。

【収益的収入】48 億 3,001 万 3 千円 【収益的支出】47 億 5,347 万 6 千円 【収 支 差 額】 7,653 万 7 千円

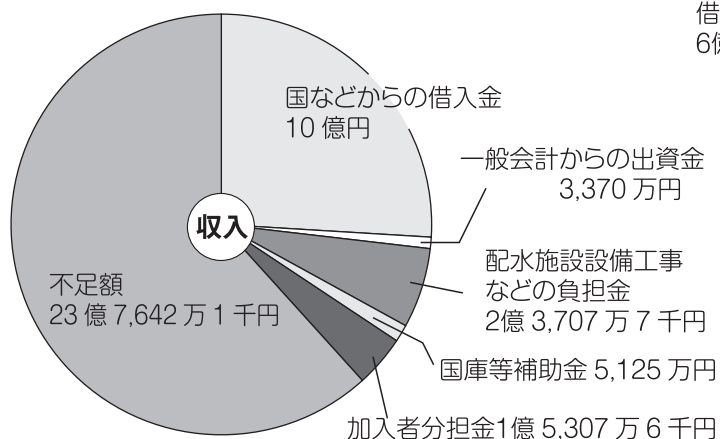
その他の収入
5億 7,145 万7千円



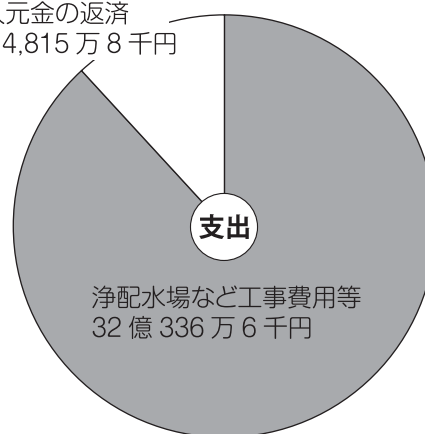
●資本的収支

浄水場、配水場や配水管を整備・改良するための収入・支出です。*金額は消費税込みです。

【資本的収入】14 億 7,510 万 3 千円 【資本的支出】38 億 5,152 万 4 千円 【不 足 額】 23 億 7,642 万 1 千円



借入元金の返済
6億 4,815 万 8 千円



※不足額は、現金の支出を伴わない減価償却費や純利益を積み立てたお金など、内部で蓄えられた資金で補てんします。

令和7年度下水道事業の予算

●公共下水道事業

業務 予 定 量	水洗化戸数	40,200戸
	年間総排水量	19,000,000 m ³
	1日平均排水量	52,055 m ³
	主な建設改良事業	17億6,397万3千円 (管渠建設費)

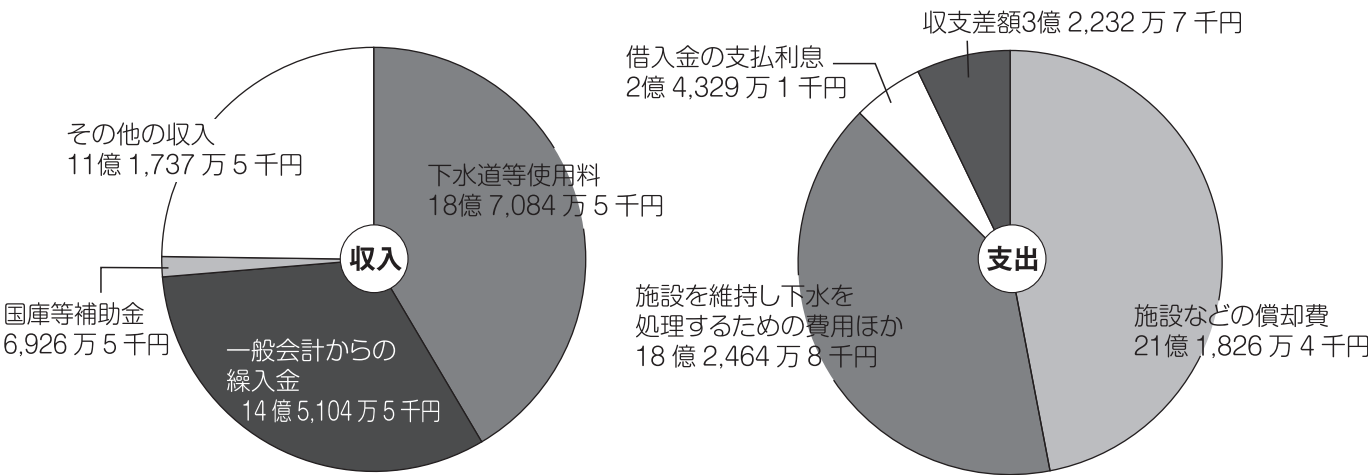
●農業集落排水事業

業務 予 定 量	水洗化戸数	2,930戸
	年間総排水量	920,000 m ³
	1日平均排水量	2,520 m ³
	主な建設改良事業	1億5,324万7千円 (処理場費)

●収益的収支

下水道使用料などの収入と施設を維持し下水を処理するための支出です。*金額は消費税込みです。

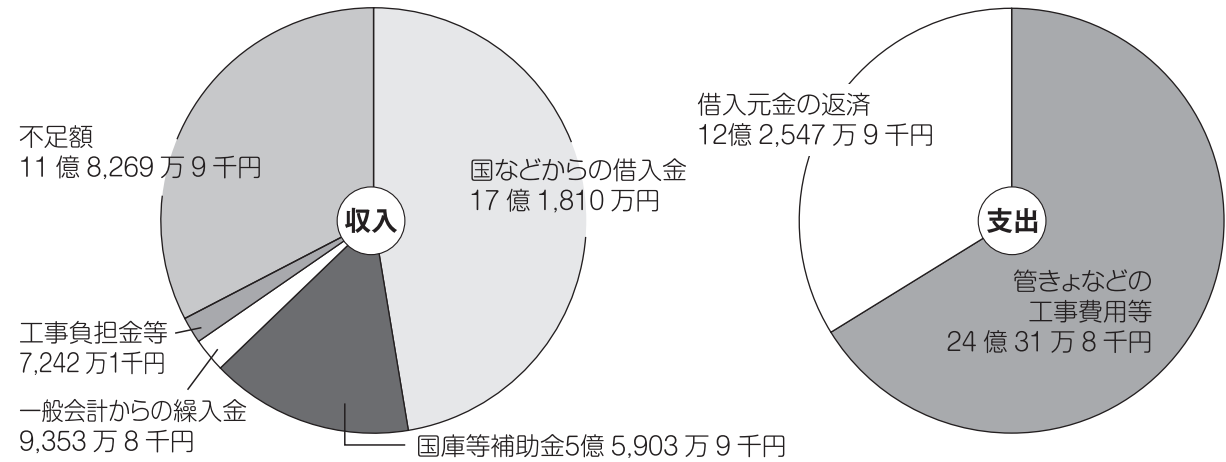
【収益的収入】45億853万円 【収益的支出】41億8,620万3千円 【収支差額】3億2,232万7千円



●資本的収支

管きよの整備・施設の改良をするための収入・支出です。*金額は消費税込みです。

【資本的収入】24億4,309万8千円 【資本的支出】36億2,579万7千円 【不足額】11億8,269万9千円



※不足額は、現金の支出を伴わない減価償却費や純利益を積み立てたお金など、内部で蓄えられた資金で補てんします。

●水道の漏水について●

水道メーターから道路側の漏水について

道路から水道メーターまでの漏水を発見した場合は、一部例外を除き水道課の負担で修繕を行いますので、水道課維持管理係までご連絡ください。漏水箇所が宅地内の場合は、地権者などからのご了解をいただいてからの修繕となります。

水道課では、道路から水道メーターまでの漏水修繕工事について、熊谷市管工事業協同組合と契約をしています。漏水修繕工事は地区ごとに熊谷市管工事業協同組合の修繕工事業者が行います。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。⇒



水道メーターから宅地側の漏水について

水道メーターから先（家側）の漏水修繕については、工事費がお客様の負担になりますので、直接、指定給水装置工事業者に連絡して修繕を行ってください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。⇒



●排水設備工事は必ず『指定工事店』で●

排水設備工事をするときは、必ず「熊谷市下水道排水設備指定工事店」にて工事を行ってください。指定工事店は、基準にあった排水設備をつくるために必要な技術を持ち、責任ある施工を行えるものとして市が認定した工事店で、市に提出する各種書類の作成や申請などの手続きを皆さまに代わり行うことができます。

なお、指定工事店以外で工事をしますと、完成後の検査が受けられず、後々、トラブルの原因となりますのでご注意ください。

令和6年度に公共下水道が整備された地域の詳しい情報や、熊谷市下水道排水設備指定工事店の一覧は、市ホームページをご確認ください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。⇒



上下水道に関するお問合せは

❑ 水道の使用開始・中止の届出、メーター検針、水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料に関すること	・・・ 経営課 料金係	☎048-520-4132
❑ 水道の新設の申込、水道事業の基本計画に関すること	・・・ 水道課 計画係	☎048-520-4136
❑ 公道上の漏水発見、水質の管理に関すること	・・・ 水道課 維持管理係	☎048-520-4135
❑ 配水管の工事に関すること	・・・ 水道課 施設係	☎048-520-4153
❑ 下水道事業の基本計画、受益者負担金に関すること	・・・ 下水道課 計画係	☎048-524-1111
❑ 下水道施設の工事に関すること	・・・ 下水道課 工事係	☎048-524-1436
❑ 宅内排水設備工事に関すること	・・・ 下水道課 維持管理係	☎048-524-1446

令和7年4月1日から水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料のクレジットカードでのお支払いが可能となりました。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。⇒

